

令和2年6月24日

第8回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

## 第8回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和2年6月24日(水) 午後3時  
場 所 倉吉市役所 A会議室

- 1 開 会
- 2 前回会議録承認
- 3 会議録署名委員の選出
- 4 議 事  
    (1) 議案第24号 倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付規則の一部改正について…………… 1
- 5 教育長報告
- 6 報告事項  
    各課報告(別紙)
- 7 その他
- 8 閉 会

議案第24号

倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付規則の一部改正について

次のとおり倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付規則の一部改正について、本委員会の承認を  
求める。

令和2年6月24日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

## 倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付規則の一部改正について

### 【改正理由】

補助対象者の負担の軽減を図るため、倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付申請書兼請求書(以下「申請請求書」といいます。)を提出して補助金の交付を受けられる期間として、新たに毎年度の8月1日から同月末日までの間を加えるものです。

### 【改正要旨】

- 1 申請請求書を提出する期間を、原則として、毎年度の8月1日又は2月1日からそれぞれの日の属する月の末日までの間とすることとした。 (第7条関係)
- 2 補助対象者は、補助金の交付申請に当たって、それ以前に補助金の交付の対象となった経費がある場合は、当該経費を除いてこれを行わなければならないこととした。 (第7条関係)
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。 (附則関係)

倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付規則の一部を改正する規則

倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付規則（令和2年倉吉市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>（補助金の交付申請等）</p> <p>第7条 補助対象者が補助金の交付を受けようとする場合は、倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、毎年度の<u>8月1日又は2月1日からそれぞれの日の属する月の末日までの間に提出しなければならない。ただし、3月に通学定期券を購入する必要がある等の特別な理由がある場合は、3月1日から同月25日までの間に提出することができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 補助対象者は、補助金の交付申請に当たって、それ以前に補助金の交付の対象となった経費がある場合は、当該経費を除いてこれを行わなければならない。</u></p> | <p>（補助金の交付申請等）</p> <p>第7条 補助対象者が補助金の交付を受けようとする場合は、倉吉市高校生等通学費助成事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、毎年度2月1日から同月末日までの間に提出しなければならない。ただし、3月に通学定期券を購入する等の特別な理由がある場合は、3月1日から<u>3月25日までの間とすることができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。